

問

幕別町の基幹産業は農業である。この農業を継続し、かつ安心して営農を行うことができるために農振法（農業振興地域の整備に関する法律）がある。

農振法は、農業を総合的に振興することが必要な地域について、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを主たる目的としているが、次の点について伺う。

①本町では、昭和47年の農業振興地域整備計画策定に基づき、農業の発展方針が推進されているが、その後、

平成2年に一度計画変更がされたものの、現在まで15年間も目標達成の検証や計画の見直し等がなされていない。なぜこうなったのか。  
②農振計画の見直しが行われていない15年間において、農業を取り巻く環境の変化、特に産業経済の著しい推移、農家農村生活の移り変わり、また都会生活者が農村に求めるニーズが大きく変貌してきている。

農村の落ち着いた生活環

## 農振計画の見直しで都会生活者のニーズに応えるべき

伊 東 昭 雄 議員

の見直しを図るべきではないか。

町長

農振法の主旨は、基礎調査の結果必要であればおおむね5年を目的に、またはその他特別な理由により見直す必要が生じた場合に市町村計画の見直しをするというものである。

5年を経過した平成7年に見直しを検討したが、当時は、バブル経済が破綻し、大規模な開発計画が見込めない状況であったことや農用地の流動化など農振計画を全体的に見直しするまでの必要性がないとの判断をしたところである。

境や緑豊かな景観を求め、居住地を農村にという都会の人々が数多くいるが、一方、農家が努力に努力を重ね、高度に土地利用を図っても経済効果の上がらない立地条件にある農地等も現存している。

このようなことから、営農に支障を及ぼさないことを前提に、国土資源の有効な利用という観点から、農業者以外の方々にも土地を提供できるように、農振計画

その後、平成12年には農振法の大きな改正があり、国が農地確保について一定の基準を示したことや農振計画の計画事項を追加するなど農振計画策定のうえで、基準が改正されたことも大きな要因になっている。



町内の農地風景

ているところである。なお、農振農用地区域内の部分的な見直しについては、その都度実施しており、用途区分の変更や農用地区域の除外など逐一作業を進めている。

②一段と厳しさを増す農情勢において、町としては、本町農業の基本的な振興方

策を定めた「幕別町農業・農村振興計画」に基づき各種施策を推進しているところであるが、現在、農村休暇法、いわゆるグリーンツーリズムに基づく市町村計画を策定すべく作業を進めている。

この計画では、農業の付加価値を高めるといふこと

を目的に、農村滞在型余暇活動の機能整備、農用地その他の農業資源の機能増進のための土地利用、農作業体験施設の整備などの基本方針を示しているが、専業大型経営が主体である本町の農業形態の実情を踏まえた上で、農業の総合的な振興という観点から積極的な推進を図ることで考えている。

確かに都市の人たちが農村部や静かな環境の中でリフレッシュあるいは心の癒しを求めているという時代にあることは承知しているが、農振法は優良農地を守り、農業振興を促進させることを目的としており、今、幕別町の大事な農業振興地域で守られている農地を外して、そこに都会の人たちを入れていこうというような構想や考え方は、今の段階では持つておらず、あくまでも農振法の法律の中で、農業を守っていききたい。